解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年五月二十八日開催の社員総会の決議により、平成二十五年十一月三十日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二日

兵庫県西宮市中前田町一番二二号

社団法人西宮自家用自動車協会

清算人　浅尾　文昭

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十月二十八日開催の集会の決議により平成二十五年十月三十一日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がない時は清算から除斥します。

平成二十五年十二月二日

和歌山市湊通丁南一丁目三番地一

ル・シャトー真砂管理組合法人

清算人　見澤　資規

解散公告（第一回）

当法人は、岡山県知事の認可により平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二日

岡山市東区広谷一〇八番地

社団法人廣援社

清算人　徳田　耕一

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二日

岡山県備前市吉永町高田一〇八一番地の一

財団法人吉永町振興公社

代表清算人　里見　清美

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二日

山口県周南市岐山通一丁目一番地

財団法人周南市都市開発事業団

代表清算人　青木　龍一

解散公告（第一回）

当法人は、総会決議により平成二十五年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二日

徳島県美馬市脇町大字猪尻字西ノ久保七八

特例社団法人美馬郡教育会

清算人　福山　義夫

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年八月二十三日開催の理事会及び評議員会の決議を経て愛媛県教育委員会の許可により平成二十五年十月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二日

愛媛県上浮穴郡久万高原町二名甲二九一番地一

財団法人偉世寿育英会

代表清算人　川﨑　幸男

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二日

高知県高知市丸ノ内一丁目七番五二号

財団法人高知県競馬施設公社

清算人　村山　龍一

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二日

長崎市五島町二番二七号

財団法人長崎県漁協合併推進基金

清算人　川端　勲

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二日

沖縄県国頭郡金武町字金武七七五八番地

財団法人金武町育英会

代表清算人　比嘉　貴一

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十一月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二日

埼玉県さいたま市浦和区仲町二丁目一七番九号

財団法人埼玉県蚕糸会館

代表清算人　小林　嘉朗

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十月三十一日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二日

埼玉県さいたま市浦和区東高砂町九番二〇号

社団法人埼玉県リースダイアパー協会

代表清算人　大谷　匡史

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月二日総代及び責任役員の定数の全員の同意により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二日

兵庫県尼崎市西難波町二丁目一八番一五号

宗教法人妙見宗尼崎教会

清算人　柳生　秀雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月十五日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二日

和歌山市湊通り丁北一丁目一番地の八

社団法人和歌山県舗装業協会

代表清算人　浅田　殊彦

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月一日に存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二日

香川県綾歌郡綾川町枌所東三五三九番地

財団法人香川県民間児・者福祉施設振興会

代表清算人　村上　則良

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十五年五月九日、高知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二日

高知県室戸市浮津二五番地一

清算法人室戸市西山台地土地改良区

代表清算人　森岡　秀男

第51期決算公告　平成25年12月2日

横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号

株式会社大洋システムテクノロジー

代表取締役　**黛**　敬如

貸借対照表の要旨（平成25年7月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	650
	固定資産	396
	合計	1,048
負債及び純資産の部	流動負債	442
	固定負債	329
	株主資本金	277
	資本剰余金	50
	利益準備金	233
	その他利益剰余金	20
	（うち当期純利益）	213
	自己株式	(42)
	合計	△6
		1,048